



2026年2月26日

各位

会社名 CRAVIA 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏樹  
(コード番号 6573 グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 野口 敦司  
(TEL 03-6435-7130 (代表))

### 社債発行（第4回）に関するお知らせ

当社は、運転資金を確保することを目的に、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下「EVO FUND」といいます。) を引受人とした総額 100 百万円の新たな社債 (以下「本社債」といいます。) を発行することを、本日開催の取締役会にて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の発行については、2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会において、2026年2月26日付「第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」(以下「2026年2月第三者割当増資開示」といいます。)にて公表した資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)が承認されることなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本社債は発行されません。

### 記

#### 1. 社債の概要

(1) 社債名称	CRAVIA 株式会社第4回無担保普通社債
(2) 社債総額	100,000,000 円
(3) 各社債の金額	金 2,500,000 円
(4) 払込期日	2026年3月31日(火)
(5) 償還期限	2027年3月31日(水)
(6) 利率	年 0.0%
(7) 払込金額	額面 100 円につき金 100 円
(8) 償還金額	額面 100 円につき金 100 円
(9) 償還方法	満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 ①社債権者は、本社債の払込日から6か月が経過した日以降いつでも、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに

	<p>当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。</p> <p>②2026 年 3 月 31 日（当日を含みます）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額(以下に定義します。)以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は 9 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> <p>③当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、かかる請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。</p> <p>④当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ「2026 年 2 月第三者割当増資開示」にて公表した第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両社が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還するものとします。</p> <p>⑤当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還するものとします。</p> <p>⑥当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき 100 円で償還するものとします。</p> <p>⑦当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第 179 条第 1 項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の 10 営業日以上前に事前書面を行</p>
--	--

	<p>ったうえで、繰上償還日にその保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができます。</p> <p>⑧本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)本社債の発行要項第2項に基づき金100,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p>
(10) 総額引受人	EVO FUND
(11) 資金使途	<p>本社債の発行により調達する資金の額は、[100]百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。</p> <p>・2026年4月以降の運転資金の補填</p> <p>運転資金4か月分として100百万円(内訳:人件費56百万円(原価人件費26百万円)販管人件費30百万円)、外注費用19百万円、賃借料3百万円、及びその他一般経費22百万円)を見込んでおります。</p>

## 2. 今後の見通し

本件による当社業績への影響等につきましては、判明次第、速やかにお知らせいたします。

以上